

第五十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第三十六号

昭和四十一年五月二十四日(火曜日)

午前十時二十一分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 齋藤 邦吉君

理事 竹内 黎一君

理事 伊藤よし子君

理事 吉村 吉雄君

伊東 正義君

大坪 保雄君

大橋 武夫君

坂村 吉正君

西村 英一君

藤本 孝雄君

淡谷 悠藏君

大原 亨君

辻原 弘市君

本島百合子君

谷口善太郎君

出席國務大臣

労働大臣 小平 久雄君

出席政府委員

林野庁長官 田中 重五君

特許庁長官 川出 千速君

労働政務次官 天野 光晴君

労働事務官 辻 英雄君

労働事務官 辻 英雄君

労働基準監督官 村上 茂利君

労働基準局長 村田 元治君

労働事務官 有馬 元治君

職業安定局長 和田 勝美君

職業訓練局長 和田 勝美君

委員外の出席者

農林事務官 森 博君

林野庁職員部長 森 博君

専門員 安中 忠雄君

五月二十日

療術の新規開業制度に関する請願(小島徹三君紹介)(第四六七九号)

同(山田耻目君紹介)(第四七三三三号)

同(野田卯一君紹介)(第四八一〇号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同(松山千恵子君紹介)(第四八八三三三号)

同外一件 藤枝泉介君紹介(第四八二〇号)

同外四件 小沢辰男君紹介(第四八七三三三号)

同(神田博君紹介)(第四八七四四号)

同(小金義照君紹介)(第四八七五五号)

同(齋藤邦吉君紹介)(第四八七六六号)

同(高橋一君紹介)(第四八七七七号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

同(中川俊思君紹介)(第四八七八八号)

引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願(小沢辰男君紹介)(第四八七二二二号)

老後の生活保障のため年金制度改革に関する請願(中川俊思君紹介)(第四八八八八号)

東京都阿佐谷地域の生活環境保持に関する請願外三件(亀山孝一君紹介)(第四八八九九号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

雇用対策法案(内閣提出第二三六号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の雇用対策法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。吉村吉雄君。

○吉村委員 この雇用対策法の政府の提案説明、

こういうものから考えまして、政府が雇用問題に

ついてやや積極的な姿勢をもって将来の雇用問題

に対処しようとしておられるというそのこと自体に

ついては賛意を表するものでありますが、もちろ

んその中身等については、雇用問題だけ切り離し

て議論することのできないという問題がたいへ

ん関連をいたしますので、そういう問題につい

ての政府としてのものの考え方、こういうものを

ただしていきたいと思えますし、同時に、将来

に向けての雇用対策に政府として積極的に取り組

んでいくその前に、今日の日本の雇用問題の中

で問題になってくる諸点、こういう事柄につい

てどうこれらに対処していくとすることなのか。今日

的な問題の処理のしかた、こういうことについて

も政府の考え方をただしていきたいと思えます。

この雇用対策法を政府が提案をするに至りまし

た理由の説明の中でいわれておりますのは、将

来労働力というものが非常に少なくなっていく、



れば、この雇用政策というものは経済政策などのいわば従属と申しますか、あるいは少なくとも副次的に考えられた面も私は全然ないとは申しかねると思うのでありますが、今後はこの法案にもうたつておられますと、雇用対策の基本計画というふうなもの、あるいは経済計画というふうなものとはお互いに相調和していくべきものであります、こういうことも明確にいたしておるわけであり、そういう点で雇用政策全体に対する政府の一体としての施策、こういうものを今後はやっつけていこう、こういうことですから、雇用政策自体のいわば政治あるいは行政の面における位置というものもいままでよりは非常にレベルアップされていく、これは当然なことであり、そういうことも今度の法案で明確にできる、こういうふうにも私は考えているわけであり、

○吉村委員 それでお尋ねをしたいと思いますけれども、労働大臣の官房労働統計調査部で発行しておりますところの「労働経済指標」二百二十六号によりまして、現在の労働経済の状況が数字の上で相当詳細に分析をされておるわけですね。ここで明らかにされておられますのは満十五歳以上の労働人口は四十一年の一月現在で七千三百七十一万、このうち労働人口として把握されているのが四千六百八万、うち就業者人口は四千五百五十五万、完全失業者五十三万、こういうふうになっておられます。一方、失業保険の受給人員の項を見てまいりますと、七十一万四千人の受給人員が同じ四十二年の一月現在で、こういうことになっておるわけであり、この完全失業者という問題とそれから失業保険の受給人員はどういう関連を持っているのか、こういうふうにしては疑問を持たざるを得ない。ここで言うところの完全失業者というものは、失業保険の受給人員一般の七十一万四千人中に包含をされておる人数なのかどうかということについて、ひとつ事務当局のほうから明らかにしていただきたい。

○有馬政府委員 冒頭に御指摘の、完全失業者の数の中に失業保険の受給者を包含しているかどうかという御質問だつたと思ひますが、それは包含しているものもある。ただ、この完全失業者の定義が、御承知のように、月末一週間における期間に一時以上就業したことがない、なおかつ就業の意思がある、こういうふうにして完全失業者の定義が下されておられますので、包含はしますが、必ずしも失業保険の受給者と範囲が一致しない、こういう関係に相なると思ひます。

○吉村委員 その次にお尋ねをしたいと思います、日雇い失保の受給人員が同じ本年の一月で二十七万五千人、こういうことになっておられます。この二十七万五千人と完全失業者の五十三万人は前と同じような説明と理解していいのですか。

○有馬政府委員 これも先ほどの関係と同じでございます。月末一週間における一週間の就業の有無ということで完全失業者かどうかということがきまるわけでございますが、たまたま日雇い雇用の形態をとつておられるものの中でそういう定義に該当するものが出ればこの完全失業者の中へダブつて計算されるわけでございます。

○吉村委員 ただ明確な事柄は、失業保険の受給人員の中で一般の失保受給者七十一万四千人と日雇い失保の受給者七十一万五千人の両者がダブるといふことはいいはずですね。

○有馬政府委員 これは一般と日雇いと別建てになつておられますのでダブる関係にはなりません。

○吉村委員 そこでお尋ねをしたいと思います、失業保険受給者は一般、日雇いを問わずこれは失業者と認定をされておるわけですから、いわゆる失業者という理解に立ってよろしいですか。

○有馬政府委員 失業者ではございますが、先ほど申し上げました完全失業者ではない、必ずしも完全失業者にはならない、こういう関係でございます。

○吉村委員 労働省の厳格な認定を得た上でそれで現在職業がない、就職の希望はあつてもあるいは健康であつても就職の機会が与えられていない、こういう意味合いにおきましては、完全失業者の定義のしかたは日本政府は独自の定義のしか

たをしておりますから、完全失業者ではないとしても失業者であることには変わりはない、こういうふうにして一般的に理解できると思うので、それがよろしいですか。

○有馬政府委員 そのとおりでございます。

○吉村委員 わが国の雇用の状況がどういふふうになつておるのかということをお尋ねするわけですが、数字で相当詳細に分析しておるので、すけれども、ここで私が問題にしたいと思ひますのは、失業率というものが日本の場合には非常に少ない。これは先進諸国の失業率というものと対比をしまして日本の場合にはきわめて低いというふうな考えられますけれども、外国の場合には一体どのくらいの数字になつておるか、二、三例をあげて示していただきたい。

○有馬政府委員 日本の場合は御承知のように四十年度は平均で〇・八%の失業率でございますが、アメリカはこれに對しまして同じ四十年で失業率が四・六%でございます。ごく最近では御承知のように三・八%程度に下がつておる月もござい、ますが、年間を平均いたしますと四十年で四・六%、それから西ドイツ、これはちょっと時点がずれますが、四十年六月時点で〇・四%、これは非常に低い失業率でございます。イタリアが、同じく四十年の七月でございますが三・五%で非常に高い失業率でございます。さらにイギリスは、四十年の七月でございますが一・三%という失業率でございます。

○吉村委員 西独を除きましてわが国の失業率といたしましては非常に低い、こういうことになるのでありますが、日本の雇用の状況が、あるいは日本の国民が今日の日本の雇用の状況を考えてみて、諸外国よりも失業率が低いというふうにして一般的に認識をしておられる人は私は非常に少ない、と思うのであります。これはファクターのとり方によつて異なつてくる問題ですから、当然完全失業者というものの把握のしかた、定義のしかたといふものに関連をしていくと思ひます。しかし私

いは、日雇い、一般を問わず失業保険の受給者というものは当然にしてこれは失業者でなくてはならない、失業者と考へるしかならないのではない、失業者と労働人口との関係の中で失業率を出すということが一般的に普遍的に妥当性を持つのではないかと、いふふうな考へられますけれども、特に完全失業者と労働人口との関連の中だけでこの失業率をはき出しておるという根拠は一体何なのかを明らかにしていただきたい。

○有馬政府委員 完全失業者の定義はこれは国際的に確立いたしておられますので、私どもわが国の失業情勢を見る場合には必ずしも完全失業者の失業率でもつて失業情勢の判断を下すつもりはないのでございます。これも大きな判断資料ではございませんが、御指摘のように失業保険の受給率といふものも失業情勢を判断する一つの大きな指標といふふうには私どもは考へて、必ずしも厳格な意味の完全失業者の失業率のみで情勢を判断するといふことはしないつもりでございます。

○吉村委員 おそらく国際労働機構すなわちILOに對しまして日本の雇用の状況といふものは報告をしておるだらうと思ひます。そういう観点から考へますと、国際的に見ますならば、この資料がそのまま報告になつておる、それを国際労働機構のほうでは日本の失業率といふものはきわめて低い、こういう認識に立つておるだらうと思ひます。報告をなされておるのか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

○有馬政府委員 ILO等の国際機関には完全失業者の失業率とそれから失業保険の受給率と両方報告いたしておられます。

○吉村委員 今後の雇用対策を議論し、あるいはその中から正しい方策を見つけていくためには、日本の雇用状況あるいは就業の内容といふものを國民的な立場から全体を把握するといふことが一番大切だと思ひます。ことさらに数字の上で失業率がきわめて低いといふだけを発表しておつて必ずしも正しい対策が立つものではな

い。いま明らかにされましたように、日本の失業率というものは諸外国と比較をしましても非常に低い状態にある。それが一体日本の国民あるいは心ある人たちの間で、そういう状態にあるのかどうかという点に対して疑問を持っておる。いま労働省当局ですらも、完全失業者を対象とするところの失業率の問題については、必ずしも妥当性を持っていないと考えない、こういう趣旨の答弁がありましたけれども、そういうような事柄につきましては、もつと国民が今日の日本の雇用状態というものを正しく把握できるように、わかるように統計等も収録をされる必要があるのではないかと、こう私は思うのです。失業保険の受給者が、合計いたしますと、約百万になる。日雇いと一般失保のほうで九十八万、大体百万になります。これらの人たちは、何と強弁をされましようとも、失業者として認定し、失業者として国民が理解をするのは当然だろうと私は思うのです。ですから、失業率を出す場合につきましても、この失保の受給者という数字をもとにするということくらいはぜひともしてもらわなければいけないのではないかと。それを、失業率の出し方については完全失業者を対象として出す、それから失業保険の受給者は受給者として別な角度からとらえて発表している。こういうことでは私は問題の本質をさらさせる、そういう意図がないとしてもあるように考えられてしまうが、こういう点についてはもつと理解し得る、納得し得る統計というものをもしも出さうように要望しておきたいと思えますけれども、この点は一体将来どのようになされますかどうかが、明らかにしてもらいたい。

○有馬政府委員 いま御指摘の点は、私もそののとおりと考えておりますので、この指標におきましても完全失業者の失業率を掲示するとともに、失業保険の受給率も掲示しておりますので、両方総合的に考えて雇用、失業の情勢を判断したというふうにしておりますし、世間一般もそういうふうにして取っておると思えます。

○吉村委員 その次にお尋ねしたいのは、この

「労働経済指標」によりますると、従業上の地位別就業数、この分布状態が出ておるわけですがけれども、この中で、どういふふうに分布されているかということが、四十一年の一月では、農林の自営業主が三百五十九万、同じく農林業の家族の従業者数が四百七十八万、農林業の雇用人数三十三万、非農林業の自営業主五百四十九万、家族の従業者三百四十四万、雇用人のうちで常時雇用が二百二十三万、臨時が百六十八万、日雇い百二十七万、こういうふうに出ております。この農林と非農林の就業人口というものの合計が四千五百五十一万人、こういうふうになりまして、労働力人口の四千五百五十五万人とほぼ見合う数字のようでございますけれども、ここで労働省の見解をお尋ねしておきたいのは、このように農林、非農林に分布されているところのそれぞれの従業者、これらの合計数の四千五百五十五万人というのは安定した就業数、そういう人たちがどういふふう把握をされているのか、そういうふうにかたをひとつお尋ねしておきたいと思ふ。

○有馬政府委員 この指標に出ておりますいま御指摘の数字は、合計いたしますと四千五百五十五万ということで、これに完全失業者を五十三万加えますと四千六百八万という労働力人口の総数になるわけでありまして、この就業状態にありまして四千五百五十五万が必ずしも満足すべき条件で就業しておるといふふうには言えないのじゃないかと思ひます。この中に先生が絶えず御指摘になります不完全失業者の問題が含まれておるわけでありまして、先ほど失業率の問題あるいは受給率の問題、いろいろ御議論がありましたけれども、さらにこの就業状態にありまして四千五百万が必ずしも満足すべき状態で就業しておるかどうかが、ここにもう一つさらに問題があるのじゃないかと思ひます。

○吉村委員 そういたしますと、いまの局長の答弁は、この四千五百五十五万人の中には問題になるところの潜在失業者が含まれている、こういう

うふう理解せざるを得ないという趣旨の答弁でありまされども、さらに引き続きお尋ねしたいのは、この経済指標の中で「非労働力人口」という欄がございます。同じ四十一年一月現在で、その数は二千七百五十九万人、こういうふうになっておりますが、この二千七百五十九万人の構成といたしまして、この中には年齢的に在学中の者もあつておるでしょうし、いろいろ分布をしておると思ひますけれども、この二千七百五十九万人のうち雇用対策の対象になる人数は、労働省としては一体どのくらい把握をされておるか、明らかにしてもらいた。

○有馬政府委員 この非労働力人口の二千七百五十九万人というのは、御指摘のように家庭の主婦あるいは学生あるいは年齢その他で、労働戦線から引退された方々、これが込みになって入つておるわけでありまして、これをいま内訳別にお示しすることはちょっとできかねます。この非労働力人口のうち就業希望者という欄が次にございしますが、ここに四十六万とか四十七万とかいう数字がございします。この数字がさしあたり私どもとしてもは、就職といひますか、雇用対策の対象に当面考えなければならぬものとしてあがつてくる数字でございます。

○吉村委員 そうしますと、この二千七百五十九万人の構成は、いま局長言われたように種々たくさん要素が入つておる方々だということは理解できます。そのうちの雇用対策の対象として当面考えている数字というのは四十六万人ということでありまされども、そういう少ない数字で間違ひはないですか。

○有馬政府委員 いまの四十六万人というのは、この非労働力人口のうちという限定があるわけでありまして、そのほかに先ほど御指摘の完全失業者の問題あるいは失業保険受給中の問題、さらに不完全失業者の問題、いろいろあるわけでございます。これだけの数字を対象にして考えているわけではもちろんございせん。

○吉村委員 ですから、この非労働力人口のうち

の非求職の就業希望者四十六万人を対象とする、こういう意味でしょう。私の質問いたしておりましたのは、二千七百五十九万人の非労働力人口があり、これらの人口構成は非常に多岐にわたつておるということについては同じ理解に立つことができませんわけです。それは、家庭内の主婦あるいは学生等々、たくさんおるだろうと思ひますから、これを全部その雇用対策上の対象人数というわけにはもちろんいかないことはわかります。わかりまされども、その中の四十六万人という数字だけでは非常に少ない数字ではございせんかということをお尋ねしておるわけです。間違ひないですか、これは。

○有馬政府委員 先ほどの非労働力人口の内訳が出ておりますので、二千七百五十九万人の内訳としまして、家事が千三百八十八万人、通学が八百二十七万人、老齢、病氣四百七十六万人、その他百三十八万人、こういう数字がございします。このうち本人が就業を希望しておる者が四十六万人といた数字がございします。ただ、これは非求職ということで、安定所にあがつてきておりませんけれども、もちろんこれは広い意味の雇用対策の対象に考えなければならぬ当面の数字でございます。が、この四十六万人という数字だけではなくて、先ほどの不完全失業者の問題も、完全失業者の問題も、失業保険の受給中の問題も、いろいろございします。これだけが対策の対象になる数字ではないということをお尋ねしたわけでございます。

○吉村委員 それならば大体わかりました。その、家事というふうに分けられている数字の中で、もちろんこれは就職の機会があれば、職場があれば働きたいという人たちが非常に数多くいるはずだと私は思ひます。ただそういう希望がかなえられそうにない今日の経済情勢、政治情勢なので、やむを得ず家事に閉じておる御婦人も数多くいるだろうと思ひますから、そういうふうなところももっと詳細に分析をした上で雇用対策を樹立していかないと、片はばななものになつてしまふ、こういうふうには私には考えまされたので、この点

はさらにこの内容の分析あるいは当事者の意向等について詳細な分析をされた上で、この雇用対策を樹立する対象人数の中に包含する人数を把握するようにしてもらいたい、こう思います。

そこで、お尋ねをしたいのは、この非労働力人口二千七百五十九万人の中には、いわゆる潜在失業者も包含されているというふうに理解していいかどうか。

○有馬政府委員 この中には入っておりません。  
○吉村委員 そうしますと、潜在失業者は二千七百五十九万人の非労働力人口の中には含まれておられない、先ほどの四千六百万人から完全失業者を引いた四千五百五十五万人、この中に潜在失業者が含まれておる、こういうことでございますけれども、この潜在失業者の問題については、長いこと当委員会あるいは関係の審議会あるいは学会、こういうところでずいぶん議論をされておるのであります、現在のわが国の潜在失業者というものの労働省で把握している数字は一体どのくらいなのか。

○有馬政府委員 これは先生とも当委員会においていろいろと議論をした経緯がございますが、私もといたしましては、不完全就業者の定義につきましては、意識面から見た不完全就業者を把握いたしております。これは御承知のように昭和三十一年から三年おきに就業構造基本調査によりまして把握をいたしておりますが、三十一年七月には二百七十八万人ありましたが、昨年の四十年七月には百八十四万人に減っております。この減り方を見ましても就業状態が経済成長と相まって相当改善されてきているという傾向は理解できると思えます。

○吉村委員 この潜在失業者の数をどうとらえるかということによって雇用政策というものは根本的に変わってくるだろうと私は思います。

そこで、いまの答弁によりまして、雇用状況が好転をして、四十年現在の潜在失業者の把握は百八十四万人というふうに減ってきたということでございますけれども、この百八十四万人というの

は、労働省が従来からやっておるところの意識調査を重点にした数字、こういうことになるだろうと思えます。

そこで、昭和三十四年に雇用審議会のほうの完全雇用に関する答申、この中でとらえられているところの潜在失業者の把握の仕方、これは最低生活というものを維持し得るに足る収入、こういうものを基礎としてとらえられた数字だろうと思えますけれども、当時から労働省の把握した数字と比較をしますと、あまりにも数字に差があるというところを私は再三にわたって指摘をしてまいりました。その後、大橋元労働大臣の当時でありましたけれども、この潜在失業者の定義といいますが、把握の仕方について見解の統一をしていきたい、そのために実質的に両者の見解を統一し得るようなそういう機関をつくりたい、そういう趣旨の答弁がありましたけれども、その後のこの大臣の言明によつたところの作業、これらはどうなっているのかお尋ねをしたい。

○有馬政府委員 大橋大臣の答弁に従いまして、私も総理府の雇用審議会でこの問題を御審議いただきましたが、審議会におきましては、特別の部会を持ちまして不完全就業者の検討をいたしましたのでございますが、計測の方法につきましては、意識面から見た不完全就業者の把握の仕方とは三十一年来確立いたしておりますが、所得面その他から見ると不完全就業者の計測につきましては、雇用審議会としましては時系列的に一定の所得水準を定めることは、現状においてなかなか困難であるというふうな結論を出されました。御指摘のように三十四年当時におきましては、所得面から推定把握した数字が六百八十七万という膨大な数字が出ておりますが、これを今日の時点に当てはめまして一定の推測基準を設けて測定をするということには非常に困難だということ、審議会としても決定的な結論が出ていないのでござい

ます。私もとしましては、できるだけ御指摘のような側面から推計をするように審議会の先生方にもお願いをしたのでございますが、こういう

結論に相なりましたので、私もとしましては、先ほど申しました意識面からする調査資料をもとにいたしながら、さらに比較的所得の低い階層の動きについて十分関心を払いながら雇用対策を展開していこう、こういうふうな考え方で今後進めてまいりたいと思っております。

○吉村委員 そうしますと、この当時の大橋元労働大臣の言明といふものは、いまだにその統一の見解といふものは出ない、こういうふうに理解をしてよろしいですか。

○有馬政府委員 雇用審議会では先ほど申しましたような結論で、当面この統一の見解が結論が出なかつたわけでございますが、私もとしましては、さらに引き続き低所得層対策としまして十分関心を持っていきたい、しかし統一ある解釈を確立するということは、今日の段階で非常にむづかしいという結論でございます。

○吉村委員 そういたしますと、現在の潜在失業者の数字といふものは、労働省の労働力調査によるところの百八十四万人、こういうものを対象にして、それで今後の雇用対策というものを進めていこう、こういうふうに考えているというふう

に理解してよろしいですか。  
○有馬政府委員 先ほど申しました意識面からする不完全就業者の実態が四十年において百八十四万、こういう数字に相なっておりますので、この実態を基礎にしながら、さらに比較的所得の低い階層の動きといふものを十分考慮に入れながら雇用対策を展開していく、こういうふうに理解して

いただきたいと思います。  
○吉村委員 これは大臣からお答えをいただきましたが、潜在失業者が一体どのくらいの数字にわたって存在するののかということによって、今後のわが国の雇用対策といふものは根本的に左右されてくるというふうに私は考えるのです。昭和三十四年当時の雇用審議会の潜在失業者のとらえ

方によりまして、当時において大体七百万人という潜在失業者がおる。その当時、労働省の見解からいたしますと、きつと三百万前後であった

かと私は記憶をいたしております。両者の間には大体倍以上の開きがある。こういうことでござい

ましたので、このままではわが国の雇用対策というものは方向がない、それを対象にするかという正しい対策が生まれてこない、こういう点でたいぶ議論をいたしました。雇用審議会の考え方立ったところの潜在失業者の把握のしかたが正しいのか、あるいは労働省が従来やっていたような意識面を中心とするところの把握のしかたが正しいのか、この点については、両者の見解を統一をして事に対処していきたいという

のが、大橋元労働大臣の言明であったわけですが、このことが明らかにされ、このことについての見解の統一、その統一された見解に基づいての潜在失業者の数の把握、こういうものがなされな

いまままで正しい雇用対策は確立され得ない、私はこういうふうに考えざるを得ないのでありますけれども、この点は一体、雇用対策をこれから国の政策として総合的にやっていくこと、いま雇用対策法を提案されておるその責任者である労働大臣として、この潜在失業者の問題についてどういうふうに把握をしながら対処をしていくこととするのか。あるいは今日までの大橋元労働大臣の言明、その後の作業の進捗の状況、こういうものから見て、私は政府の誠意といふものをきわめて疑わざるを得ない。そればかりではなしに、今後正しい意味での雇用対策といふものを樹立し得ないのではないか、こういうふうに考えますけれども、大臣の所見のほどをひとつお伺いをしておきたい。

○小平国務大臣 大橋元労働大臣の当時、雇用審議会

然あるわけでありませう。したがって、そのとらえ方によつてはその数も非常に違つてくる、こういう実情だと思ひますが、私はそのどちらが正しいのだ、こういうふうな一方的にきめるということが、それがまた正しいかどうかという、率直に申して実は疑問も持つわけでありませう。こういう基準でとらえればかくかくになる、こういう基準でとらえればかくかくになると、私は必要に感ずると申しますか、その基準が二つなり三つなりあつても、別段そのこと自体は差しつかえないのじやないか、ただ要するに、意識面にせよ、あるいは生活面にせよ、いずれにしても本人が満足をしないう状況に置かれておる、こういうことであらうと思ひますから、もちろん労働省がとらえておる意識面という上からとらえるにいたしましても、それだけを対象にして雇用対策を考へるといふことはいかかか。本人は満足をしておるかも知らぬが、あるいは生活面ではこれは不十分だといふ場合もありませうし、そういうものはもちろん重点的に対象として考へていかなければならぬでせう。ですから全般的に、意識面からあるいは生活面からどちらから考へても不満足、不満を持つておるというような人は当然にこれは雇用対策の対象になるべきものだらう、かように私は考へております。

○吉村委員 きわめて抽象的で難くない答弁のしかたですけれども、そういうことで雇用対策というものができらば私はいと思ひます。できるならば、ところが潜在失業者がどのくらいの数にわたつて日本に存在するのかわからないことについて明確な把握がなく、正しい意味での完全雇用政策というものは樹立しようがないであらう、対象とするところの人数がなくてどうして一体雇用対策というものが生まれ出ることになりますか。もっと、その点は大橋元労働大臣の当時の見解によりますと、政策を樹立するにあつたのは、目標となるものが明確にならなければならぬ。潜在失業者が今日何万人おるといふことではない、議論の焦点になつておる。そういうものについて

て雇用審議会のほうも、あるいは政府の労働省のほうも、こういう見解に立つて日本の潜在失業者については把握をする。その把握をした結果はこれこれの人数である。これこれの人数を完全な意味での正しい就業状態にしていかなければならぬ、それが雇用政策の一環であらう。そのほかにもちろん不完全な就業の状態もあるであらうしょうけれども、この潜在失業者の問題というのは、雇用政策の立案、あるいは策定にあつたつてきわめて重要なファクターになることだけは明らかだと思ふのです。本人が満足をしていないものすべてが雇用対策の対象になります、そういうことだけで一体正しいほんとうの具体的な雇用対策が確立されることも労働大臣が考へておるとするならば、これはあまりにも甘過ぎる、こういうふうには言わざるを得ないのですが、もっと具体的にこの政策を樹立し、これを実施していこうとするのですから、抽象的な事柄で事が済む問題ではないと思ふ。もう少しその点は、責任ある態度を明らかにしてやらなければ、雇用対策法そのものは、単に文字のみに終わつてしまふ、こういうことになりかねないと思ひますから、その点はひとつ考へ直した上で明確な態度を明らかにしてもらいたい、こう思ひます。

○有馬政府委員 先ほど、審議会では、計測の方法について結論を出すのが困難であるという結論に相なつたわけですが、私どもは、この雇用対策法で三次に明記してありますように、不安定な雇用状態の是正のための施策を講ずる、こういうことに相なつておられますので、われわれとしては、さらにこの問題を今後追求していかねければならぬ、こういうことに相なつておる中で、雇用審議会に對しても、さらに計測の方法等について検討を続けていただくようお願いをしたいと思います。私どもの見解も雇用審議会等に積極的に開陳しながら、この問題は積極的に解決していきたい、かように考へております。

○吉村委員 大臣の答弁と局長の答弁、聞いた範圍において少しく違ふのでありますけれども、これは局長の答弁が責任ある答弁と理解していいのですか。

○小平國務大臣 雇用対策を立てるについても、私は、やはりそのとき、そのときによつて対象とも動いてくる点があると思ふのです。ですから、まず、当面どういふものを対象にして雇用対策を打ち立てるか、その際において不完全な就業状態にあるか、こういう問題がもたらぬ問題になるわけですから、それについては雇用審議会、いままで結論がでませんでした、さらに今後御検討願つて、まず、当面ということばが適當かどうか知りませんが、この法案ができた上で雇用対策を立てるといふ場合に、どういふ基準でとらえきまつてしまふようから、それを対象にしてやるべきだといふことについての審議会の御検討を願つて、その上でこの対策を立てたい、かように考へております。

○吉村委員 私は、雇用対策法といふものを政府がこの国会に重要法案として提案をしてきておるというそのねらい自体については賛成だといふことを冒頭に申し上げておきます。ただ運用の問題、中身の問題等について非常に問題があることは、これから指摘をしていかなければなりませんけれども、とにかく雇用問題といふものを国家的な見地に立つて政府全体として取り組んでいこうという、そういう姿勢そのものについては私は賛成をしておる。ですから、その立場に立つて考へる場合に、この雇用対策法は一体何を対象にしていかなければならぬのかといふならば、今日の日本の状態の中で最も問題になるのは、従来から議論をされておるところの潜在失業者といふものを一体どう把握をし、どう解消し、完全な意味での就業状態にしていくか、安定雇用を転化せしめていくかといふことが雇用対策の一つの重点施策でなくてはならない。だとしますならば、潜在失業者といふものはいまの日本にどの程度存在するのかわからぬ、その数字の把握を、これは五万、十萬なら私

はそう問題にしないと思ひます。労働省の調査によつても、現在少なくなつたとはいひながら、いまだに百八十四万人おる。意識面での調査だけだとこれだけおるのです。もし算術計算的な、雇用審議会が三十四年当時のあの答申の中で述べられておる潜在失業者の把握のしかたに立つてとらえていくとしますならば、おそらくこの数字は四百萬以上になつておるだらう。しかしこれは経済の変移なりあるいは国民生活の変動、こういうものもあるから正確には申し上げられません。しかし、とらえる方向が違つておるから、数字は相当異なつて出てくる、こういうふうな考へられるわけです。したがつて、わが国の雇用対策を樹立していくにあつて、最も大きな役割を果たすであらうところの労働省という行政官庁及び政府の諮問機関であるところの雇用審議会、この二つがそれぞれ異なつた把握のしかたをする、それを放置しておいたのではほんとうの意味での雇用対策といふものは生まれません、だからこの点は十分討議をした上で、わが国の潜在失業者といふものはどういふものかという理解に立つたという見解統一だけはしてもらわなければ、それは雇用対策といふものが樹立されない、こういうことになつてくるだらうと思ひますから、私は再三この点は強調をしてまいりました。

けれども、両者の見解の統一をするようにします、  
こういう言明がなされてからすでに二年を過ぎて  
いるわけですから、そこでまたその統一ができないと  
いう状態のままで、しかも雇用対策法を出すとい  
うことについては私はどうも納得しがたい、どう  
ですか、これは。

○有馬政府委員 二年間かかって雇用審議会で十  
分検討をされたのでございますが、この段階にお  
いては、残念ながら結論が出なかつた。しかし私  
どもは、この雇用対策法が成立いたしますならば、  
この法律にも書いてありますように、不安定  
雇用状態の是正ということが大きな施策の内容に  
なっておりますので、再度われわれとしまして  
は、この問題について雇用審議会で——どうせ  
これは諮問いたしますので、ぜひ審議会としての明  
確な見解を確立していただきたい、かように考  
えるわけでございます。

○吉村委員 何回かわたってこの問題の検討を  
していただいたというお話でありますけれども、  
では、潜在失業者の問題について雇用審議会で議  
論をされたというのは何回くらいありますか。労  
働省のほうではどういふ諮問をいたしました  
か。——ですから局長、私が申し上げたいのは、そ  
ういうことで、委員会のつどあるいは言いがれ  
ができるかもしれませんよ。しかし、私の知る限り  
では、雇用対策法というものを今回政府が提案を  
するのにあたって、雇用審議会のほうでは第二部  
会というものを特に設置をして、それで潜在失業  
者の問題を取り扱ったという経緯は私は承知をし  
ております。しかし、その中で一体、いままです  
問題になっておりましたところの潜在失業者の把握  
についての労働省の見解と雇用審議会の見解の統  
一という方向への努力、そのための検討というも  
のがなされたかどうかということについては、私  
は疑問なしとしない。これは、国会における大臣  
の答弁というものが生かされていないということ  
を問題にせざるを得ないので、いま答申として  
出されているこの第二部会の内容を読んでみまし  
ても、単に潜在失業者の把握というものについ

ては非常に問題がある、非常に困難だということ  
だけに大体どまっておるわけですね。重要な問題  
であるけれどもその把握は非常に困難だといふこ  
とになっておる。私は、これではいつまでたつて  
もほんとうの意味での雇用対策を樹立する対象と  
いうものが浮き彫りにされないのではなからうか  
いことを言っているのです。ですから、雇用対策  
法を提案するのにあたりましては、いまの  
日本に雇用問題になっておる潜在失業者の問題  
とか、これから触れていきたいと思っております  
不安定の雇用状態の問題とか、こういうものを解  
決するために政府はどういふ努力をしようとい  
うか。そして、この誠意の上に立つて将来の展望と  
いうものを初めて明らかにすることができるとい  
うのはそのことを初めて信用することができるとい  
うことになる。ところが、問題をそのままにして  
おいて、そしてこれも、将来同じ努力を払ってやっ  
て、ということだけでは、どうも政府の態度とい  
うものはそのつど式であつて、雇用問題につ  
いての一貫性といひますか、ほんとうの意味での誠  
意ある対策を立てようとする意欲といふものが感  
じられないというのを私は問題にしているの  
です。そうじゃありませんか。

○有馬政府委員 先生御指摘の所得面からする不  
完全就業の実態把握については、審議会でも結論  
が得られなかつた非常に困難な問題でございま  
すけれども、私どもは意図面からする実態の把握は  
過去十年にわたつて相当詳細に行なつておりま  
すので、これをもとにしなから、御指摘のよう  
な所得面からする不完全就業の状態をさらに審議  
会の場を通じて追及をしながら、この不安定雇用  
の是正につとめていく、こういう考え方で対策法の  
運営をやつてまいりたい、かように考えておる  
わけでございます。

○吉村委員 そこで私は、執拗に申し上げてお  
るようですけれども、今後の雇用対策を確立する上  
にあつて根本的な問題になる、この問題につ  
いての解明と意思の統一がなされなければ、いつま  
でも議論の繰り返しをするようになるであらう。

私は常に申し上げておられますけれども、与党、野  
党の見解の違い、政策上の意見の違いがあつても  
よろしい。しかし、政策対象となるものについて  
はこれは一つにしておかなければならぬ。その  
政策対象を右に回るか左に回るかという、政  
策の相違というものは生まれてくることがある。  
しかし、対象となるものは一つだということ、そこ  
だけはやはり明確にしておく必要があると思  
うのです。ですから、このことについて再三にわ  
たつて強調しておるのでありますが、遺憾ながら  
今日まだその点が明らかにされていません。しか  
も、雇用対策法をこの国会で通過せしめようとし  
ておる。だとしてもするならば、潜在失業者の問題  
はこの法案の中でも今後解消しなければならぬ  
い、こういうのが政策対象になっておるのであり  
ますから、少なくとも雇用審議会と政府の考え  
方というものはどのくらいの数字という程度、こ  
らば把握をしてしるべきであらう、こういうふ  
うに私は思います。ですから、今度の雇用対策  
法が施行されるまでの間に、いま再三にわたつて  
局長が答弁されておるところのこの見解の統一、  
あるいは定義の統一ともいひますか、そういう  
ものについて意思の統一というものがなされた上  
で初めて雇用対策法というものが施行に移され  
ていく、それまでの間に何らかの結論を出して  
いただければいけない、こういうふうに私は思  
ひますけれども、この点は大臣はいかがですか。

○小平國務大臣 先生の御主張は私にもよく理解  
できますから、御趣旨のほども十分審議会のほう  
にも伝えまして、本法が施行になるまでにぜひ統  
一的な見解が得られますように労働省側から審議  
会のほうに十分またお願いをしてみたいと思  
います。

○吉村委員 それでは、このことは一応いまの大  
臣の答弁を了としたと思ひます。  
つけ加えて申し上げるまでもないと思ひますけ  
れども、問題の所在は、実は雇用審議会の三十四  
年の第二号答申の中で潜在失業者の把握のしかた  
というものがよく詳細に説明されておる。これと

労働省が今日まで行なつてきた意図面を重点とす  
るところの潜在失業者の把握のしかたとの間に当  
時において大体倍以上の開きがあつた、こういう  
ことから私は問題にしてきたところでございま  
すから、この両者の見解の統一といひますか、潜在  
失業者というものはどういふものであるかとい  
うことについて見解の統一を、この雇用対策法が施  
行されるまでの間に必ず努力するといふ、  
そういう答弁については、いままですの経緯を十分  
考慮された上でひとつ統一見解といふものを出  
してもらうようにこの際は要望しておきたいと思  
うのです。

その次にお尋ねをしたい事柄は、同じく政府の  
政治姿勢の問題でございまして、雇用審議会が第  
二号答申を出した。この第二号答申は、わが国の雇  
用政策上非常に多くの教訓、示唆、そういうもの  
を与えている答申だといふふうに私は思ひます。  
今日においてもこのことについては変わりはない  
といふふうに私は理解しておるのでありますが、  
この中で指摘をされた幾つかの問題の中で、  
たとえば労働時間の短縮の問題、あるいは雇用形  
態の改善の問題、あるいは最低労働基準の確保の  
問題、そしてまた正しい意味での最低賃金制の制  
定、実施、こういった問題、さらにいま私が問題  
にしました潜在失業者の問題、こういうことにつ  
いては当時審議会の第二号答申として、これこれ  
の問題を解消していかなければ完全雇用といふもの  
は実現されないということが述べられておる。と  
ころがその後七年の日月を経過しておるのであり  
ますが、遺憾ながらこの審議会の答申の趣旨とい  
うものは生かされていない、こういう状態では  
なからうかと私は思ひます。ですからこういうこ  
とについては、どうも完全雇用といふものを満  
たしていくために必要な施策として答申をされて  
いる事柄が何か軽視されて、そして実施に移され  
ていない。その状態のままです。ここに実は労働者が  
政府の雇用対策法に対する不信、不満、こういう  
ものを持つ最大の原因があると考えざるを得ない

し、私もまたそのように考えておるわけですが、ですから、雇用対策法は雇用問題を根本的にやっけていくという中で前提条件として解決されなければならぬ問題がたくさんある。そういうものについて、もっと誠意ある態度というものを、すでにおそれておられますけれども、早急にその対策を立ててもらう必要があるのではないかと。これらの点についての大臣の考え方は一体どうですか。

○有馬政府委員 今回の雇用対策法を立案するにあたりましては、御承知のように昨年の暮れに出ました審議会からの答申を尊重して法案の作成にあたったわけですが、昨年暮れの審議会からの答申は、この答申にもうたっておりまして、三十四年の答申の目標といたしてあります。いわゆる完全雇用目標の実現を期するということ、二号答申を第七号答申を受けて指摘してあるのをごさいます。したがって私どもとしましては、この二号答申の完全雇用答申をいよいよ出発点として、今回の第七号答申を受けて雇用対策法を立案した、両方を含めて答申の趣旨を盛りながら対策法を立案した、こういう過程になっております。したがって、いろいろ具体的な対策面では不十分どころも御指摘のようにあるかと思いますが、考え方としては、この二号答申と七号答申両方を受けてこの対策法を立案した、こういう考え方でございます。

○吉村委員 この雇用問題の中で、当面正確に問題を把握して解決していかねばならない問題は数多い。しかも、いま局長の答弁のように、第二号答申の中で幾つかの問題点を指摘してある。今回の雇用対策法は二号答申を受けた七号答申を基礎にしてやっけていくこととございいますから、本来でありますならば、あの二号答申の当時に指摘した問題は相当程度改善され、あるいは問題を解消した上でこの雇用対策法というものが提案をされるというのが本筋であつたらうと思つておる。ところがそういう事柄が遺憾ながらそのままになっておつて、そうして雇用対策法というものが出来ているということについては、

私はきわめて残念に考へるのですけれども、しかし今後その二号答申が指摘した問題についても、これは前段の施策として強力に、前向きに実施していく、こういうような考え方のようでありまして、それはそれなりに理解をしたいと思います。うふうに思います。

そこで、この雇用対策の安定、潜在失業問題のほかに、特に解決をしなければならぬ問題は、雇用されているといふものの、きわめて不安定な状態にある労働者がたくさんおる。こういう事柄をどう把握し、どうこれを安定雇用にしていくかということが、やはり施策の前段的なものとして考えられなければならぬだろうと思つておる。実はその不安定雇用の代表的なものといつても過言ではないと考へられます。国有林の産業労働者、この人たちがいまだどういう状態になつておるのかということについては、私は林野庁の見解並びに雇用問題を扱つておる、これから雇用対策を総合的にやっけていこうとする労働省の見解、こういうものをお尋ねしていきたいと思つておる。

林野庁にお尋ねをしたいと思います。国有林の労働者、林野庁に雇用される労働者の雇用状態といふものはきわめて変動的な状態にあると私は考へます。明らかにしていただきたいことは、現在の林野庁で、林野産業に働いておる労働者の身分的な種類といふものは、そういうものはどうなつておつて、どういふ状態にこれらの人たちがなつておるのか、ひとつ明らかにしてもらいたいと思つておる。

○田中(重)政府委員 国有林野事業に従事しておられます定員外作業員の雇用状態について申し上げますと、定員外作業員といつたしましては、これは雇用区分別に申し上げますと、常用作業員といふのがございまして、これが昭和四十年の七月現在で申し上げますと一万一千人。常用作業員と申しますものは、年間継続して雇用されることになつておる作業員でございます。それから定期作業員といふのがございまして、定期作業員と申しま

すのは、現在三万三千人、これは年間の雇用の期間が六カ月以上ということでございます。それからそのほか月雇、これが約七千、それから日雇の作業員が八万六千人ということになつておる。そして、それぞれ人事院規則の非常勤職員、国家公務員といふ形で雇用されているわけでございます。そうしてこの定員外作業員の労働条件は、申すまでもなく団体交渉できめられまして、協約でそれぞれその労働条件が決定されておるといふこととでございます。この労働条件を賃金の面でもらえてみますと、この定員外作業員については、それぞれ地域ごとの相場賃金等がもたらなる関係もございまして、管林局別、地域別、職種別に、それぞれ賃金が日給制あるいは出来高制で定められている、こういうこととでございます。

○吉村委員 そうしますと定員内の常勤の作業員、職員とそうでない職員とに分かれますとこのこととでございますが、この定員外といわれましてこの中で定期作業員といふのが、年間六カ月とあるいは四カ月とか八カ月とかいうことで雇用されておつて、いわば常勤の職員と非常に差別的な待遇の中で仕事をされているということになる。もう一つ、それから二般的に言うて、常勤作業員、いわゆる定員内の人たちに對して、定期は、その収入状態はどのくらい割合になつておるのかといふこと。もつとこまかく申し上げますと、定期、臨時、あるいはその臨時の中にも月雇といふ日雇といふふうにあるらしいですから、これらの労働条件の事情といふものを明らかにしてもらいたいと思つておる。

○田中(重)政府委員 あとのほうの御質問の、定員外作業員のうちの、定期、月雇、日雇、各作業員の日額を申し上げますと、昭和四十年の四月一九月の平均日額は、定期作業員が千四百七十九円、月雇いが九百円、日雇いが七百二十八円といふことになつておる。これは、それぞれ、この格づけ賃金のほかに支給されるその年の一切

の手当を含んだものでございます。

それから、初めの御質問の、定期作業員等をなせ年間雇用できないのかということとでございますが、これは申すまでもないこととでございますけれども、林業経営の必要とする労働者は、主として農家の農閑期における労働力を充てることとして沿革的に続けられてまいつたといふこととございまして、そこで、田植えなりあるいは田の草取りなり収穫なりそういう時期以外の農村の労働力、さらに、あわせて、漁業に従事する人たちの漁業の閑期における労働力等が林業の労働力として充てられてまいつた。そういう実態があるといふことは、半面、また、この林業経営が植物を相手に農業と同じく行なわれておるといふ実態がございまして、そこで、木を植える、あるいは植えた木の下刈りをする、それが季節に支配されるという実態がございまして、それから、一方、切つて出すというふうな場合に、たとえば出水期の流水を利用して出すとか、あるいはまた、冬の雪の上をすべらして運搬するとかといった、やはり季節に支配された仕事としてそれが続けられてきておるといふ実態がございまして、そこで雇用の形がこのような年間を通じて継続していかない。つまり、仕事が續いていない、一方、雇用される人たちの農閑期の労働力であるといふような実態とのからみ合わせで継続していかないといふこととでございます。ところが、その中で先ほど申し上げました常用作業員等につきましてはこれが発生してまいりました。は、そういうような季節性を克服して、できる限り植物の生育期間における適期作業の期間の拡大、そういうものを技術的に改善してまいりたい。あるいは機械化によつて特に伐木、運材等の事業の改善をはかるということと、経営の立場からいいますと、できる限り季節性に左右されない形の安定した仕事に持つていく、一方、雇用される人たちが希望するならばその人たちの雇用の安定にも資するわけとございまして、そこで、できる限り仕事の通年化をはかる、それはあわせて雇用の安定になるという形で現在改善を進めてい



るわけでございます。また、実態的にも、特に南のほうの地域で、たとえば高知とかあるいは九州の熊本、両宮林局におきます作業の実態等につきましては、年間を通じて雇用される作業員が多いという形になっておりますが、北海道あるいは東北地方の積雪地帯においては、その作業の通年化がなお困難な実態にあるということがございまして。しかし、いずれにいたしましても、雇用の安定という面から考えましても、また事業の実態から考えましても、できる限り仕事の通年化をはかって、それに雇用される人たちの雇用の安定をはかってまいりたいという考え方を進めていくわけでございます。

○吉村委員 その次にちょっと具体的に端的にお尋ねしたいのは、定員内の職員と定員外といわれる定期の作業員の賃金の格差というのは一体どのくらいになっていきますか。平均でいいです。

○森説明員 定員内と定員外と申しますと、これは職種が非常に違いますが、一がい比較すると、このことは困難なわけでございます。似たような職種で見ますと、作業員のほうが技能給と申しますか職能給といえますかそういう形になっております。片方、定員内のほうは年齢、勤続年数別の賃金になっておりますので、当初初任給のほうでは比較的作業員が高い。年齢、勤続年数に従って月給制のほうが高いということになっております。

○吉村委員 もう少し端的に要領よく答弁していただきたいのです。たくさん雇用の形態が異なりますから一がいには言えないかもしれませんが、いま私が質問しているのは、いわゆる定員内職員の賃金平均と定員外である定期の作業員の賃金平均との差は一体どのくらいになっているのかということについて、あなたのほうでは調べられておるはずだから、それをひとつ端的に答弁してください。

○森説明員 大体定期の作業員は、これは月当たりで直しますと、基準内外を込めますと、三万四千七百円でございまして。月給制のほうは、ちよ

と職務の比較ができませんので端的に申し上げられませんが、現在記憶をいたしておりますところでは三万二千円、それは一般職が大部分でございまして、三万二千円くらいになっております。

○吉村委員 基準内ですか。

○森説明員 はい。基準内です。

○吉村委員 そうしますと、先ほどの長官の答弁によりますと、月雇いの賃金というのは九百円、日雇い七百二十八円、これは諸手当を含む、こういう答弁であったわけですね。いまあなたのほうでは、基準内賃金、こういうことで三万二千円と言いましたか、そうなりますか、月雇いで。

○森説明員 いま申し上げましたのは、定員内の全体の、これは事務系もすべて含んだ賃金の基準内が三万二千円程度になっていて、定期のほうの基準内外外込めたものが三万四千七百円、こういうふうになっております。

○吉村委員 そうすると、先ほどの三万四千七百円というのは定員内の常勤作業員の平均賃金ではないのですか。私の質問しているのは、いわゆる六カ月とか四カ月で定期に雇用される、それによって離職をしていくという人がおたくのほうにおられるでしょう。そういう方々の平均賃金と、それから一年間といえますか、通年雇用されている定員内の職員との賃金の差というものを端的に知らせてくれ、こういうことを言っているのですから、あまり問題をふくそうさせないでひとつ言ってくれませんか。林野庁、きょう私はいろいろ質問することとは前もって通告しておいたはずですよ。賃金の問題、雇用の形態、それから幾つかにわたって私は前もってあなたのほうに通告しておいたはずだ。ところが、故意かどうかかわからぬけれども、そういうことに対してどうも完全な意味での答弁をしようとはしないのでは話にならぬ。だから、それじゃ別な問題をお尋ねしますから、その間にひとつ明快にしてください、私の知りたい事柄はいま一度申し上げますから……。

あなたのような作業員というものは定員内と定

員外に区別をされているようだ。したがって、定員内職員の平均賃金は一体幾らぐらいになっているか。定員外と称されているところのその中でも、定期とか常用とかいろいろある。特に私がいま申し上げたのは、定期作業員の平均賃金はどのくらいになっているか、これをひとつ両者が比較検討できるように答弁してもらいたいです。片方は基準内外を含み、片方は基準内だけでは比較にならないので、そういう点は事柄をあからさまにしなければ問題の解決にはならないので、それから、随分必要はないので、そこはひとつ明確に調べた上であとで答弁してください。

あとで答弁してもらいますから、その間にあつてお尋ねしておきたいのですが、定期雇用員、正しくは定期作業員というのですが、定期作業員の身分関係は、雇用されている期間は公務員である、こういうお話でございまして。これは公務員法のためから申し上げますと、労働条件その他の問題については公務員法の規制によるということになるであります。そこでこの方々の社会保険関係は一体どうなっておりますか。あなたのほうでわかりにくいようです。それから、もっと私の方で説明をしながらお尋ねをしますけれども、たとえば林野庁の職員の場合には、国家公務員であるならば共済組合で短期、長期の掛け金をし、それぞれの給付を受けるというふうになっている。どう思うか。ところが、この定期作業員の場合には、そういう医療保障あるいは所得保障の関係は一体どういうふうになっているのか。それから非常に災害発生率が多い作業だと思えますから、災害発生等については労働災害補償保険、この適用を受けるようになっていくのかどうか。あるいはまた失業をするという場合、これは六カ月とか四カ月、こういう答弁でございまして、その人たちが離職した場合の生活保護の状態は一体どういうふうになっているのか。この社会保険関係はどうなっているのかをひとつ具体的に明らかにしてもらいたい。

○森説明員 まず共済組合の関係でございまして、これは常用作業員までが共済組合に入っております。それで定期作業員は任意加入の健康保険になっております。その関係でわれわれのほうとしては健康保険にできるだけ多く加入させますように努力いたしまして、現在は六〇%くらいがこの健康保険に入っております。それから厚生年金関係の任意加入については、これは厚生年金関係の任意加入になっておまして、これも五〇%程度入っております。それから労災関係でございますが、これは国家公務員災害補償法の関係でございまして、それから失業保険の関係は全部受けております。それから失業保険の関係でございまして、片方国家公務員退職手当法の関係によりまして、国家公務員退職手当法の資格が完了した時点でございまして、これは勤務二十一日が六カ月続くとございまして、退職手当の支給対象になりました時期にございまして、退職手当の切るといふ処置をいたしておるわけでございます。

○吉村委員 そういたしますと、長期給付関係は厚生年金、それから短期給付は任意加入の健康保険、それから労災関係は公務員労災、それから失業保険については強制適用で、六カ月以上の者については公務員退職手当法の適用、こういうことになっていきます。厚生年金の適用というのは、実際にこれは国民年金との関係から見ると、雇用期間中は厚生年金保険に入っており、それから離職した場合は国民年金にまた再加入する、こういう繰り返しをやっておるといふ理解でよろしいのでしょうか。

○森説明員 別の事業につきました場合には、厚生年金を受けられる場合もあると思えます。また、国民年金のほうにいかれる場合もあると思えます。

○吉村委員 私の申し上げておるのは、最初明らかにして申し上げておるのですけれども、あなたの答弁は、この定期作業員の所得保障の関係につ



ておるのでありますから、その点は問題はないかと思ひます。ただ、いま先生のお話のように、毎年繰り返して雇用されている、そういう雇用の形態としてはおかしいじゃないかという御意見は、そういう御意見としてあらうかと思ひます。繰り返しの雇用の形というものは、やはり一応の考え方としては、結果としてそういう繰り返し雇用というものが行なわれる。雇用契約の面からいいますと、やはりその年における採用の契約があり、そしてその契約の条件として何カ月という雇用の期間がござりますが、そこで、その期間が満了した場合には、その契約に基づいて解雇されるというふうな理解をいたしているわけでございます。

○吉村委員 先ほどの長官の答弁によりますと、定期作業員は強制的に失業保険の被保険者となる。そうすると、保険料は納めることになりますね。保険料は納める、しかし六カ月上過ぎたものについては退職手当法の適用を受ける、こういうことになるわけです。そうすると、失業保険料というものはかけつばなしということになりますか。

○田中(重)政府委員 この国家公務員等退職手当法による退職手当を受ける定期作業員がこの失業保険の受給者でもあるわけですから、両方を比較いたしましたら、類の高いほうで支給することにはなっておりますけれども、この退職手当でもらいます場合には、これはかけ捨てということにはなるかと思ひます。しかしながら、それは、雇用の開始の時期においては、やはりその失業ということが担保されているわけでございますから、結果としてはそういうふうになりまして、しかし、保険の契約者となった場合には、やはりそれは被保険者として十分に意義を持つ、こう考えております。

○吉村委員 国家公務員の退職手当法によって、一年未満ぐらいで退職をされる一般の公務員の場合を想定しますと、これは失業保険の適用者ではないのですよ。国家公務員は失業保険の適用者で

はないのですよ。その人が退職する場合には、退職手当法によって同じ退職手当金をもたらせることになります。ところが、いまの林野庁の例で言いますと、定期作業員は失業保険の強制適用者として失業保険料を納めるということになります。しかし、六カ月上過ぎると、今度は公務員の退職手当法の規定によって退職手当の支給を受けるということになります。採用当時間同じ公務員であってもそれだけの差ができるということはお認めになるでしょう。なられませんか。

○森説明員 失業保険法の規定に、国家公務員が失業保険よりもよけの退職金を得られるような公務員については、これは失業保険をかけなくていいということになっておりますので、その面で、定員内の職員についてはこれはかけないということになっております。それで、定期作業員につきましても、これは非常勤職員でございますので、その規定の運用におきましては、初めからそういう保障のないものとして失業保険をかけていく。しかし、二十一日の勤務期間が六カ月上続きますれば、これは国家公務員の退職手当を得られるわけでございますから、その時点におきまして失業保険を打ち切る、こういうことになっておるわけでございます。その場合に、先ほどの長官の御説明をさらにふえんたいしますと、失業保険のほうは、一年の間に、十一日稼働の日が六カ月上あればいいということになっております。その期間、条件整備は退職手当法のほうが高いわけでございます。まして、失業保険の受給資格はあつたけれども、国家公務員の退職手当法の受給資格は得られないという方もあつてございます。それで、六カ月上七カ月上という短期間でやめました場合に、その退職金は、これがもし失業保険の見合いよりも少ない場合におきましては、その失業保険と同等以上のものを払うことになるわけでございます。普通は六カ月上、七カ月上のただ単なる退職手当よりも、それに失業保険の分も加えれば、もっと高額のものになる、こういうわけでございます。

○吉村委員 私の言っているのは、長官、冒頭に答弁がありましたように、雇用期間中は、定期作業員といえども国家公務員法の適用を受けるのでしよう。受けるということ、あなたが説明されました。それから労働関係については、公共企業体等労働関係法によって、その規制の中にあるということも明らかになっておる。退職をする場合については、一般の公務員の場合には失業保険の強制適用ということにはなっていない。なぜなっていないのかといへば、それはいまあなたが説明をされましたように、失業保険金よりも上回る失業保険の強制加入としないわけですよ。したがって失業保険の対象にしないわけですよ。そうでしょう。だとしますと、一般公務員の場合には、そういうことで失業保険料というものを支払わないでいいという状態で、そして一年なり二年なりでやめるという場合には退職手当法の適用を受けるということになるわけです。ところが林野庁の場合には、どのくらい雇用されるかわからないということもあるでしょうけれども、いずれにしても失業保険の強制適用者になる。強制適用者である以上は失業保険料を労使ともに納めるということになるでしょう。そして、今度やめる場合には退職手当法の適用を受けるわけですから、失業保険金というものは受けないということになるわけですよ。そうでしょう。そうなた場合には、失業保険料というものはかけ損、かけつばなしということになることは、これは自明の理でしょう。私はそのことをどうこうとは考えてない。そうしない以上は、あなたの方のほうの六カ月上雇用とか八カ月上雇用とかいうことをやり得ないから、現在の法規の中ではそうせざるを得ないということだと思つておる。しかし、それはきわめて不自然であるということも、私は強調したいわけですよ。そういう状態というものはきわめて不自然である。なぜならば、失業保険というものはそう

いうために設けられたものでもないし、あるいは失業保険の適用を受けない、退職手当の適用を受けるということ、退職手当法というものもまた、いまのような状態に適用するために設けられた制度でもない。そのあいのこみだいなやり方を実際の雇用の面であつた方がやつておるから、どうにも方法ないという状態なんですよ。苦肉の策として退職手当法の適用をされている。失業保険料というものはかけ捨てということになっておる。こういう状態は、何らかの形で解消していかなければならぬと思つておる。私は、その解消の根本的な対策というものは、雇用という立場から見ますならば、先ほど長官が答弁されましたように、こういう不自然な雇用状態というものを解消するためには、通年雇用にするという以外には道はない。そして雇用を安定するというものはかたいてい。これから政府全体として完全雇用というものを實現していくという雇用対策法のねらいというものは、またそういうところを解消していくということになつてはならない。国の雇用者であるところの国有林の労働者がきわめて不自然な社会保険関係の適用、あるいは失業保険の状態、こういうようなことをそのまま放置しておいて、一体正しい意味での雇用対策ができるのかと私は言いたいです。だからそういう点で私は事柄を明瞭にしたいと思つておるわけです。

そこで、先ほどの賃金の比較の問題をちよつとお尋ねしたいことと、いま一つは、この定期作業員が作業員として同一人が何カ月上雇用され、また離職し、そして退職手当をもらった、同一人がこういう繰り返しをされているというのは、長い人で一体どのくらいになつておるのですか。

○森説明員 結果的には二十年以上にも及ぶ方がございますけれども、三十四年にわかれわかれが調査をいたしました結果によりますと、国有林における定期作業員の方々の平均の勤務年数というのは一・九カ月上という数字が一応出ております。

○吉村委員 そのあとの数字は私の質問からは出ていないので問題にする必要もないのですけれども

も、とにかく同一人が就職した、離職した、そうして退職手当をもらった、それでまた就職した、また退職手当をもらった、こういうことを長い人で二十年と言いましたね、二十年間もそういうことを、国の機関で働いている者が繰り返しているという状態を、林野庁はそのまま放任していいというのはいくらどういふわけなのでしょう。こういう人が、国が雇用する人の中でしかも何万人とおる、こういう状態を放置したままで一体完全雇用を生み出すところの雇用対策が樹立できるのかどうか。大臣がいらないからあれだけれども、安定局長これどう思いますか。何とかしなければならぬと考えませんか。

○有馬政府委員 私どもの立場からいたしますならば、通年雇用によって労働者の職業の安定、地位の向上をはかるというのがこの対策法の目標でございますので、できるだけそういう雇用の形態に改めてもらいたいというふうに考えておるわけでございます。

○吉村委員 いろいろ事情でまよはす程度にしなればならぬのをきわめて遺憾とするのですが、私は林野庁を責めようとするつもりはありません。しかしこういう状態のまま何十年ときた、こなければならぬ状態に置かれたというところにはままでの日本の政治の姿勢がある。これをこの問題に極限して言えば、雇用に対する政府の熱の足りなさがある。労働者をどう考えているかというそういう姿勢が明瞭に浮かんできている。だからこれは林野庁だけの問題でなくて政府全体の問題だというふうに理解せざるを得ない。しかし林野庁としては、その政府の姿勢の中でそういう不自然な状態を二十年間も黙って来たというところは、これまた責任追及されてもやむを得ないと思うのです。したがって、あなた方にこれから残された道は、この不自然な状態を、雇用対策法というものと政府が本気になって取り組んでいくというこの機会に解決をするために全力をあげるといふ以外にないのです。そうすることに

は先ほどの社会保険関係の問題、賃金の問題、幾つかの問題がある、これからまだいろいろやらなければならぬ問題があります。あなた方答弁にまだ困るような状態なのですよ。しかしそれを言いわけがましく言わなければならぬという、まあ宮任えはつらいものだけれども、この日本の政治あるいは行政官の正しい姿勢ではないかと思うのです。こういう状態はこうしなければならぬというの、これを言って初めて政治というものは正しい前進をしていく、こう私は思うのです。それがほんとうの意味での行政者のあり方だと私は思うのです。ですから、いま政府が政府全体の立場に立つて雇用問題をこれから本気に取り組んでいくというこの中で、まず解決をしなければならぬのは、この国有林労働者の雇用問題、劣悪な状態にある賃金の問題、私は、例をあげてまだこれから言いますよ。きょうはやめますけれども、これからまだ言います。あなた方がなかなか答弁できない状態もわかりますよ。またこのあとに言いますけれども、とにかく次の委員会、次のあなた方がここに出席をされる機会までに、根本的にこの問題についてはこうしたいという責任ある態度を明らかにしてもらわなければ困る。これはすでに参議院の農林水産委員会でも農林大臣も答弁をされておられる例もあります。私は、きょう時間がないので残念だけれども、あなた方が、中央森林審議会とかいう審議会の中で意見らしいものを提示しておいた時代がある。それは通年雇用反対の意見をあなた方が出したということをお聞きしておいて、きわめて残念でならない。そういう状態のままでは、とても正しい雇用というものは、あるいは使用主としてほんとうに労働者というものを考えた、そういう態度ではない、こう思っておったのですけれども、その後、何か農林大臣が参議院の農林水産委員会、通年雇用に向けて努力をする、こういう言明をされて以降だといふあなた方の姿勢も変わったということをお聞きしておりますから、ここではそのことについては強く触れませぬ

けれども、いま幾つか提示をした問題、二十年の間、本来の普通のあなた方のやり方のいかによっては、二十年勤続すれば二百万くらいの退職金をもらって老後の生活ができるのですよ。ところがそういうことをやらないために、失業保険金、少くも退職金をもらって、そうして毎年毎年不安定な状態の中で生活してきた国民が何十万—何十万ではちよっと誇張があるかもしれぬけれども、何万もおる。そういう状態をあなた方の責任で解消せずして、だれが解決するのですか。この機会には、私は絶対の機会だと思っております。次のこの委員会のときまでに、こういってもを根本的に解消して、ほんとうの安定雇用、そして労働者が林野産業に挺身して働き得るような労働条件、こういうものをつくり上げるために私どもはこうしたい、こういう態度を明らかにし、そういう考え方で対処してもらいたいと思っております、どうでしょう。

○田中(重)政府委員 国有林野事業の定員外作業員の雇用のしかたにつきましては、いまもお話がございましたように、農林大臣としてその姿勢を明らかにいたしております。また、この雇用対策法案が成立を見ました場合には、この法律の趣旨に沿って仕事を進めるといふ責任もあると思っておりますので、その雇用の安定についての改善について、積極的に努力をしてまいりたいと考えております。

ただ先ほど申し上げましたように、やはり林業経営というものの特殊性がこのような雇用形態の状態においてあるということもございまして、そこで事業の経営自体の改善について、さらに努力をしなければならぬというふうに考えております。なお、この点につきましても、先ほども申し上げました経営の状態でございますけれども、いろいろ改善の努力をいたしておりますけれども、この次の委員会に間に合わせるといふお話し、四十二年度の予算にも備えていろいろ検討はいたしている次第でございます。その辺、御了

承いたしたいと思っております。

○吉村委員 時間の関係で、あとの問題は保留して質問は一応終わることにしますが、最後に、労働大臣いらないので局長に責任ある答弁をしたいと思います、いま長官のお話によりまして、来週この委員会までには非常にむずかしい、そういう意味にとれる答弁がありました、少なくとも雇用対策法は、審議の過程であなた方が不安定雇用、しかもきわめて劣悪な労働条件、こういう状態を解消するための誠意ある態度の表明だけは、私は来週だけは求めておきたい、こういうふうにも思っていますので、その点を再度お伺いしたい。

労働省のほうにも、こういう不安定な雇用状態をそのままにしておいては、雇用対策というものは全くこれは文字だけに終わってしまうだろう、したがって林野庁の問題ではあるかもしれませぬけれども、雇用問題を扱う労働省としてもこの問題については責任がないとは言えないはずだ。国の労働省として責任がないとは言えないはずだ。ですからどういふふうにしてこの不安定な雇用、劣悪な労働条件を改善するかについて、この法案の審議の過程の中で責任ある態度を明らかにしてもらいたいと思っておりますが、最終的に両者の見解を求めて、きょうはあとの質問を保留して終わりにしたいと思います。

○田中委員長 委員長から申し上げますが、ただいまの御質問はきわめて重要な点でありますので、次会、それぞれ大臣が御出席の節に御答弁を願ったほうがけっこうかと思っておりますが、いかがでございますか。

○吉村委員 それは、委員長のおとりなしでありますから、そういうふうにしてもけっこうです。とするならば、来たるべきそのときの委員会には責任あるところの長官あるいは農林大臣、そういう方々の御出席を、特に欠席などないよう、きょうも農林大臣、私の要求に応じることができなかったわけですから、そのところは委員長長のほうで取り計らっていただくことを条件にして承

しておきます。

○滝井委員 いまの問題とも関連があるので、数年前に一応要求してもらったことがあるのですが、政府関係機関並びに各省それから地方自治体における臨時職員の各省別の状況を出しても、一番長い臨時職員は十五年も臨時にあつた例があつたわけです。そこでそういう年限の一番長い者はどういふところにあるか、それもあわせてひとつ各省、それから政府関係機関、地方自治体、これだけの臨時職員の状況を出してもらいたいと思ひます。

○田中委員長 次会は、明二十五日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

社会労働委員会議録第九号中正誤

- ハ 一 足達謙藏 正
- ニ 一 末 事務局 医務局
- ニ 二 末 ちゃう ちゃう
- ニ 三 末 ますとです ことです

同 第十号中正誤

- ハ 一 段行 誤
- ニ 一 末 連係 誤
- ニ 二 末 しつこく 誤
- ニ 三 末 組まれ 誤

同 第十一号中正誤

- ハ 一 段行 誤
- ハ 三 末 先きほど 誤

同 第十二号中正誤

- ハ 一 段行 誤
- ニ 一 末 2-1-2 誤
- ハ 一 七 しゃ 誤
- ニ 一 末 政管健保 誤
- ニ 二 末 差額 誤
- ニ 三 末 必身 誤
- ニ 四 末 薬と剤費いう 誤
- ニ 五 末 てしいく 誤
- ニ 六 末 問預 誤
- ニ 七 末 遺伝病 誤
- ニ 八 末 必配 誤

同 第十三号中正誤

- ハ 一 段行 誤
- ニ 一 末 過当 誤
- ニ 二 末 当局 誤
- ニ 三 末 理度 誤

同 第十五号中正誤

- ハ 一 段行 誤
- ハ 二 末 中核 誤

同 第三十二号中正誤

- ハ 一 段行 誤
- ニ 一 末 阿野(正)委員 誤
- ニ 二 末 河野(正)委員 誤

昭和四十一年五月三十日印刷

昭和四十一年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局